

告 示

○農林水産省、文部科学省、厚生労働省、環境省、防衛省、国土交通省、告示第一号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）第五条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定に基づき、各項の事由並びに財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限を次のように定める。

令和二年六月十二日

- 財務大臣 麻生 太郎
- 文部科学大臣 萩生田光一
- 厚生労働大臣 加藤 勝信
- 農林水産大臣 江藤 拓
- 経済産業大臣 梶山 弘志
- 国土交通大臣 赤羽 一嘉
- 環境大臣 小泉進次郎
- 防衛大臣 河野 太郎

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定により令和二年度に提出して行わなければならない届出及び同規則第八条第一項又は第二項の規定により令和二年度に提出して行わなければならない対応化学物質分類名への変更等の請求の期限は、令和二年七月三十一日とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省、経済産業省、告示第五号

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省令第一号）第五条第二項の規定に基づき、同項の事由並びに厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める期限を次のように定める。

令和二年六月十二日

- 厚生労働大臣 加藤 勝信
- 経済産業大臣 梶山 弘志
- 環境大臣 小泉進次郎

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める期限

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第五条第二項の規定により令和二年度に提出しなければならない確認を受けた新規化学物質に係る報告の期限は、令和二年七月末日とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第二百二十七号

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）第九条の二第二項、第九条の三第二項、第十条第二項及び第十五条第二項の規定に基づき、各項の事由及び経済産業大臣が定める期限を次のように定める。

令和二年六月十二日

- 経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期限

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第九条の二第二項の規定により令和二年度に提出することによって行うものとする一般化学物質等の製造数量等の届出、同規則第九条の三第二項の規定により令和二年度に提出することによって行うものとする優先評価化学物質の製造数量等の届出、同規則第十二項の規定により令和二年度に提出することによって行うものとする監視化学物質の製造数量等の届出及び同規則第十五条第二項の規定により令和二年度に提出することによって行うものとする第二種特定化学物質の製造数量等の届出の期限は、令和二年七月三十一日とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。